

千葉市地域防災計画・千葉市水防計画修正（令和元年度）の概要

第1 千葉市地域防災計画

1 令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）、10月25日大雨における課題・教訓等を踏まえた修正 【主な修正内容】

（1）停電対策の強化（第3章 大規模事故災害対策計画に新設）

○ 予防対策

・ 無電柱化の推進

千葉市無電柱化推進計画の策定（令和元年5月）に基づき、安全・安心なまちづくりを目指すことを記載。

・ 倒木対策

倒木を予防するため、市管理施設敷地内・街路上の倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採することを記載。森林所有者等については、伐採等を励行するよう記載。

・ 設備、備蓄等の整備

指定避難所における停電対策（太陽光発電設備、非常用発電機、携帯電話・スマートフォン用充電機器等の整備、エアコン設置推進）や、倒木処理のための高所作業車等の配備を進める旨記載。

・ 関係機関との連携

停電情報、通信状況等につき情報共有をし、停電の原因となる倒木処理に関する協定に基づき、連携強化を図る旨記載。

・ 市民、民間事業者等の停電に対する備えの強化

停電により生じ得る危険の周知、市からの広報等を入手する複数の手段の事前確保、備蓄の確保等について記載。

○ 応急対策

・ 停電復旧作業体制

停電情報、通信状況等につき情報共有をし、また、停電の原因となる倒木処理に関する協定に基づき連携をし、早期復旧に努める旨記載。

・ 通信手段の確保

市や関連機関は、非常用電源等により、各施設の業務の継続性を確保するとともに、市民等の通信確保のため、災害時用公衆電話・移動基地局車等の配備や、充電機器・充電環境の提供等の対応を行う旨記載。

・ 電源車等による電力供給

医療施設や福祉施設等、生命の危険に直結するような施設や農畜産業施設等事業継続性確保の必要性が高い施設を優先して、電源車、燃料電池車（FCV）、電気自動車（EV）等につき、関連会社等に配備の要請を検討する旨記載。

・ 市民等への支援

給水・入浴・住宅提供や市有施設の開放等について支援する旨記載。

また、支援内容や応急対策等を実施している旨広報する旨記載。

(2) 土砂災害対策の強化

○ 予防対策

- ・土砂災害の危険性があると認められる土砂災害危険箇所に指定されていない箇所や、土砂災害（特別）警戒区域に指定されていない土砂災害危険箇所について、再調査依頼や指定に関する要請をすることについて記載。
- ・土砂災害危険箇所に指定されていない箇所についても、出水期前に危険性について周知する旨記載。

○ 応急対策

- ・避難勧告等の避難情報を出す際は、土砂災害危険箇所以外の場所についても危険性を周知するものとする旨記載。

(3) 課題・教訓を踏まえた市の対応

○ 災害対応の振り返りの反映

- ・令和元年房総半島台風（台風第15号）等の災害により明らかになった課題の解決のために、防災・減災、災害発生中の被災者支援、迅速な復興、インフラの強靱化等「災害に強いまちづくり」として考えられるすべての事業を、庁内で取りまとめ反映。

2 その他過去の災害における課題・教訓等を踏まえた修正 【主な修正内容】

(1) 危険ブロック塀等対策

○ 危険ブロック塀等改善補助事業

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、コンクリートブロック塀が倒壊し、尊い命が失われたことを受け、個人の所有者などを対象として、危険なブロック塀等の撤去や軽量フェンス等の設置にかかる費用の一部を補助することとし、当該事業につき記載。

(2) 家具類転倒防止対策の強化

○家具類転倒防止対策の強化

家具類転倒防止対策について、転倒に関する危険性や家具類転倒防止対策の実施方法を周知するため、項目を整理し記載。

また、九都県市首脳会議に設置された「大規模地震における有効な家具類転倒防止対策研究会」における研究結果を踏まえて、記載内容を充実。

(3) 自助・共助の強化

○ 自助の強化（情報収集手段の事前確認）

平常時の活動として、市から出される情報の収集手段を事前確認するよう記載。

○ 共助の強化（避難所運営委員会による避難所自主開設）

避難所運営委員会が、平常時から自主的に避難所を開設することができるよう体制を確立させ、災害時に開設の必要性があると判断した場合は、区災害対策本部に開設を要請することができる旨記載。

(4) デマ対策

○ デマ情報への対応

デマである可能性のある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに庁内において認識統一を図る旨記載。

また、パニック防止のため、市民に対してデマ情報への注意の呼びかけを行い、災害相談窓口等に問い合わせがあった場合、庁内で共有した情報を元に対応する旨記載。

3 国等の動向を踏まえた修正 【主な修正内容】

(1) 防災基本計画修正の反映

○ 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改訂を踏まえた修正

住民が取るべき行動を5段階の警戒レベルとして設定し、防災情報を提供することとし、避難のタイミングを明確化した旨記載。

これに伴い、資料編記載の気象情報について、本編に編入。

○ 被災市区町村応援職員確保システムの充実

被災市区町村応援職員確保システムによる災害派遣を、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員、連絡調整員等）として派遣することで支援を充実させることとなったことを記載。

これに伴い、他都市への応援体制について整理。

○ 防災・気象情報の多言語化

多言語化に対応するため、市の施策を整理し記載。

○ 行政・NPO・ボランティア等の連携

行政・NPO・ボランティア等の連携の強化のため、情報を共有するための場を整備する旨記載。

○ 中小企業等における防災・減災対策の普及促進

中小企業等の事業継続力強化について支援する旨記載。

○ 国による権限代行制度創設

特定大規模災害等により被害を受けた自治体に代わって工事を行うことができる制度（権限代行制度）につき記載。

(2) 水防法等改正の反映

○ 水防法及び津波防災地域づくりに関する法律改正の反映

想定最大規模の浸水想定区域制度について記載。

4 その他所要の修正 【主な修正内容】

(1) 災害対応活動体制の見直し

○ 災害対策本部の体制変更

- ・災害対策本部事務局に、被災者・避難所の支援を行う組織（被災者・避難所支援係（仮称））を創設。
- ・地震災害対策計画の配備体制を、風水害等対策の配備体制と名称の整合を図り、その旨記載。また、市域に最大震度4の地震が発生した際の配備体制を修正。
- ・雪害対策の配備要員を風水害対策に合わせて修正。

○ 復旧復興本部体制新設

大規模な災害発生に備え、復旧復興本部体制を記載。

○ 復興計画策定の役割明確化

計画策定の主体を記載。

(2) 新たな取り組みの反映

○ 総合防災情報システム

正確な情報共有に基づく災害対策本部の的確な意思決定や市民への迅速な防災情報の配信を可能にするため、防災情報を一元的に管理する総合防災情報システムの整備を進める旨記載。本システムは統合型GISとしての機能も併せ持つことを想定している。

○ 千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）

各種ハザードマップを統合し、同一のシステムで切り替えることができる「千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）」を作成する旨記載。

(3) 市及び関係機関の組織改正等の反映

○ 市の災害対策本部運営要綱改正の反映

要綱改正に伴い、災害対策本部の組織図を修正。

○ 関係機関の組織改正等の反映

関係機関の組織改正に伴い修正。その他、関係機関より依頼のあった事務又は業務の大綱の内容及び表現を修正。

(4) 統計データの更新

○ 気象の統計データの更新

気温、降水量等、気象情報に係るデータの更新。

○ 高齢化率の統計データ追記

平成27年国勢調査に基づき、高齢化率の統計データ追記。

第2 千葉市水防計画

1 令和元年台風15号、台風19号、10月25日大雨における課題・教訓等を踏まえた修正 【主な修正内容】

(1) 洪水対策の見直し

○ 水位観測情報等、市・住民等の対応の見直し

状況を正確に理解できるよう水位観測情報等に「早期注意情報」、「氾濫注意情報」を記載。

市及び住民等の対応を早期注意情報時から氾濫終息時までの各状況において適切な対応に修正。

(2) 高潮対策に関する市が取るべき行動例の追記

○ 千葉県の水防配備体制第5段階発令への対応

高潮発生見込みに伴い千葉県の水防配備体制第5段階が発令された場合において、陸閘等閉鎖、避難勧告発令など市がとるべき行動例を記載。

2 国の動向等を踏まえた修正 【主な修正内容】

(1) 内閣府「避難勧告ガイドライン」改訂に基づく修正

○ 5段階の警戒レベルによる防災情報発信の導入

防災情報の意味を直感的に理解できるよう5段階の警戒レベルを記載。

○ 高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から避難情報の名称を変更

「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に記載。

(2) 法制度改正の反映

○ 水防法改正の反映

・浸水想定区域の見直し

想定し得る最大規模（＝想定最大規模）の降雨・高潮を前提とした浸水想定区域制度とともに、ハザードマップの作成・周知について記載。

また、浸水想定区域等内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務について記載。

・氾濫危険水位等の見直し

実際に危険箇所が越水するまでに避難完了できる水位を氾濫危険水位とし、避難勧告の発令目安とする見直しに基づき修正された千葉県地域防災計画及び千葉県水防計画の氾濫危険水位等を反映。